

平成 27 年度 第 4 回 三浦市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 2 月 18 日（木） 14 時 00 分～15 時 35 分
- 2 場 所 三浦市三崎水産物地方卸売市場 7 階大会議室
- 3 議 案
 - (1) 議 案 1 三浦都市計画市場の決定について
 - (2) 議 案 2 第 7 回線引き見直しの計画案（県決定案件）に対する意見照会について
- 4 報告事項
 - (1) 報告事項 1 三浦市三崎水産物地方卸売市場の今後のスケジュールについて
 - (2) 報告事項 2 都市計画公園・緑地の見直しについて
- 5 出席者
 - (1) 委 員 柳沢委員、星野委員、大沢委員、小林委員、藤田委員、出口（眞）委員、草間委員、三沢委員（小内委員の代理）、佐々木委員（田中委員の代理）、磯部委員、鈴木委員、出口委員[12 名出席]
 - (2) 事 務 局 吉田市長、星野都市環境部長、不動水産担当部長、大滝都市計画課長、塚本都市政策担当課長、高橋土木課長、堀越環境課長、君島市場管理事務所長、中村 GL、岩瀬 GL、ソリバン主任、柳澤主任、深瀬主任、川崎主事
 - (3) 傍 聴 人 0 名
- 6 議案等関係資料
 - (1) 議 案 1 「三浦都市計画市場の決定について」関係資料
 - (2) 議 案 2 「第 7 回線引き見直しの計画案（県決定案件）に対する意見照会について」関係資料
 - (3) 報告事項 1 「三浦市三崎水産物地方卸売市場の今後のスケジュールについて」関係資料

(4) 報告事項2 「都市計画公園・緑地の見直しについて」関係資料

7 議 事

- ・ 定刻に至り、事務局（星野部長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
- ・ 出席者が半数（14名中12名出席）に達し、本審議会条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
- ・ 傍聴について、傍聴申出がなかったことを報告しました。
- ・ 本審議会条例の規定により、柳沢会長が議長となりました。
- ・ 柳沢会長より、議事録の署名委員として、小林委員と磯部委員を指名しました。
- ・ 議案1、2の審議に先立ち、市長から会長へ諮問書を渡しました。各委員へは、事務局から諮問書の写しを配布しました。

— 議案 —

議案1 三浦都市計画市場の決定について

- ・ 資料に基づき、事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

議案1、三浦都市計画市場の決定についてご説明いたします。事前配布させていただきました議案1の資料をご用意ください。

はじめに、資料1枚目の計画書をご覧ください。都市計画市場の名称は、三浦市三崎水産物地方卸売市場、位置は、三浦市三崎五丁目、面積は、約17,700㎡、具体的な区域につきましては、A3版でご用意いたしました総括図、計画図をご覧ください。これまでもご説明しておおり、既存市場を含み、市場施設と合わせて整備する底部分を含める区域といたします。

都市計画市場を決定する理由につきましては、資料2枚目の理由書をご覧ください。一読させていただきます。

三浦市三崎水産物地方卸売市場は、特定第3種漁港である三崎漁港における重要な漁港施設として大正11年8月に開設されて以来、遠洋マグロ類及び沿岸魚介類の陸揚、流通拠点として重要な役割を担っています。

わが国では、近年、水産物貿易の国際的な拡大とそれに伴う輸入製品との競合により水産物の自給率向上や国際市場における競争力向上のための対応が喫緊の課題となっており、三崎漁港では消費者に信頼され、かつ、競争力を有する水産業づくりを実現するため、水産物の生産から陸揚、流通・加工までの一貫した供給システムの構築にあたり、鮮度保持対策や衛生管理対策に取り組

むことが必要不可欠な状況となっています。

このため、水産物の陸揚から荷捌き、出荷に至る各工程を対象として高度衛生管理を導入することを目的として、三浦市三崎水産物地方卸売市場に低温卸売場を新設するとともに、既存市場施設を改修するにあたり、これまで建築基準法第51条ただし書により位置指定を受けていた範囲に、新設する低温卸売場の範囲等を加え、三浦都市計画市場として都市計画決定するものです。

次に、資料3枚目の経緯書をご覧ください。ここでは、前回の都市計画審議会以降、本日までの経緯をご説明させていただきます。

平成27年11月20日、本審議会に「素案の報告」をさせていただいた後、12月4日に都市計画説明会を開催し、素案の説明をするとともに、12月18日まで素案の縦覧をいたしました。

都市計画説明会の参加者、素案の縦覧者はおらず、公述の申出もございませんでした。公述の申出がございませんでしたので、1月8日に予定をしていた公聴会を中止することとし、12月21日付けで、県へ法定協議書を提出し、1月22日付けで、異存ない旨の回答書を受理いたしました。

その後、1月29日から2月12日まで法定縦覧を行い、縦覧者は1名、意見書の提出が1件ございました。提出された意見書の要旨と都市計画決定権者の見解についてご説明いたします。

まず、意見書の要旨ですが、三浦の漁業発展のため基盤づくりなどの計画は大切だと思う。何もしなければ、段々世間からとり残されてしまう。そういった観点から賛成である。そこで、三点の提案がある。

一点目が、将来を見据え、投資内容・規模・金額・処理能力等について、過度な見積りの無いよう、借入金返済に困らぬよう、お願いしたい。

二点目が、設備投資後の維持管理費については、効率・省エネ等を考えて欲しい。

三点目が、設置後、計画の検証を行い、計画と異なる場合に、その理由を整理し対応する仕組みづくりをお願いしたい、というものです。

意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、都市計画市場の区域・面積を決定するにあたり、これまでの取扱量を基に、将来の取扱量を推計し、卸売市場整備基本方針に基づき、必要な施設規模を算定するとともに、利用者からの意見聴取、関係機関協議等を経て、適切な区域・面積となるよう都市計画（案）をまとめてまいりました。

都市計画決定後の施設整備、施設運営等にかかる提案事項につきましては、実施にあたり検討課題とさせていただくこととし、本意見書による都市計画（案）の内容変更はいたしません。

以上の都市計画決定の手続きを経まして、結果、11月20日に報告いたしました素案と変更なく、本日2月18日、本審議会へ都市計画決定の付議をさせ

ていただいております。

本審議会より、案のとおり差し支えない旨の答申をいただきましたならば、2月下旬に告示をしたいと考えております。

説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

【議長】

ただいまの説明に関しまして、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

【議長】

それでは、私から二点、話をさせていただきます。

一点目が、都市計画（案）に対し出された意見書及び都市計画決定権者の見解は、配布することが基本です。スクリーンに映し出されたので、形式的には整っているかと思いますが、次回からは配布するようにお願いします。

二点目は、現地杭界図についてですが、区域の場所を特定するための図面であり、これは現地では分からない類の情報です。このケースは、実害があるとは思えないのですが、都市計画施設としての範囲は、現地で確認できなければならぬので、これらの箇所は、鋸などで分かるよう手当が必要かと思っております。このケースは、あまり問題はないと思っておりますが、一般論としては、こういう話になると思っております。

以上二点、区域の設定に問題があるということではありませんが、お願いします。

他に意見はございませんか。

【議長】

それではこの件については、原案どおりで差し支えないということによろしいでしょうか。

【出席委員】

異議なし。

【議長】

では、そのように致します。

一議案一

議案 2 第 7 回線引き見直しの計画案（県決定案件）に対する意見照会について

- ・資料に基づき、事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

議案 2、第 7 回線引き見直しの計画案（県決定案件）に対する意見照会についてご説明いたします。

三浦市において、今回、第 7 回線引き見直しで決定する都市計画は、県決定案件で「整開保」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「区域区分」、線引き見直しに伴い決定する都市計画は、市決定案件で「用途地域」、「高度地区」がございます。今回、神奈川県より意見照会があったのは、県決定の都市計画となります。

県が定める都市計画の決定手続については、スクリーンにお示しのとおりで、今回の意見照会は、赤で囲んだところ「市町の意見聴取」になりますが、これは、都市計画法第 18 条第 1 項の「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」という規定によるものです。

本市では、県から意見照会があった際には本審議会にお諮りして、県に回答しておりますので、今回、諮問をさせていただきました。

第 7 回線引き見直しの内容については、平成 27 年 6 月 2 日に開催いたしました本審議会において、ご報告させていただいておりますので、概要の説明をさせていただきます。

線引き見直しは、その見直しごとに基本的基準が定められており、この基本的基準に基づき見直しを行いました。

整開保の見直しにつきましては、基本的基準で示された重点的な取組み、「将来の人口減少に対応した集約型都市構造化への備え」、「整開保の広域化」、「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）の策定を受けた津波防災への対応」、「インターチェンジ周辺の幹線道路等における産業系市街地整備の推進」、以上の 4 つの取組みについて整開保に反映させるとともに、「新たな観光の核づくり」など、市の施策につきましても反映させました。

次に、住宅市街地の開発整備の方針の見直しにつきましては、全市町共通調整事項として、今後の少子高齢化に向けた県と市町の共通の政策目標であると考えられる「多世代近居のまちづくり」を推進することを方針に反映させるとともに、附図については、「設定する重点地域に関連する重点供給地域のみ記載する」こととなり、三浦市は、重点供給地域が定められてないため、附図の添付が不要となったことに伴う修正を行いました。

区域区分の見直しにつきましては、市街化区域への編入基準に基づく照査を行い、結果、今回の線引き見直しでは、市街化区域の拡大の要件を満たす箇所はございませんでした。

しかし、市道の境界確定等により、必然的に見直しが必要となる部分などがあり、全4箇所の変更をおこないました。

概ねの場所については、スクリーンに赤字でお示ししているとおりで、上から順にご説明いたしますと、上宮田字根元については道路廃止に伴う界線根拠の変更、下宮田字沓形については斜面緑地の保全のため市街化調整区域へ編入するもの、上宮田字岩井口乙については道路廃止に伴う界線根拠の変更、金田字から池については道路整備に伴い道路界の位置を変更するもの、以上でございます。

これらの見直しを行った県決定の都市計画案を本審議会報告後、平成27年6月18日付けで市案の申出をいたしました。

その後、市案の申出のとおり県により都市計画の素案が定められ、平成27年11月5日に公聴会を開催すべく、平成27年9月4日から25日まで素案の閲覧と公述の申出の受付が行われました。素案の閲覧者は4名、公述申出人は1名でしたが、公聴会当日、公述申出人が欠席したため公聴会は中止となりました。

その後、県により素案のとおり原案が定められ、冒頭申し上げたとおり、県から意見照会があった次第です。

現在の案は、本審議会に報告した内容、市案の申出と変更がございませんので、意見はないことを県へ回答したいと考えております。

なお、市決定案件の「用途地域」、「高度地区」については、県決定案件と合わせて手続きを進めてまいります。県決定案件の原案確定がありましたので、市決定案件の原案についても確定し、知事との協議に進みます。その後、案の公告及び縦覧については、縣市、併せて行う予定です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議長】

ただいまの説明に関しまして、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

【議長】

それでは、私から。住宅市街地の開発整備の方針は、初めて見る気がしますが、前から説明されていたものですか。

【事務局】

6月2日に開催いたしました本審議会において、ご報告させていただいております。

【議長】

整開保、住宅市街地の開発整備の方針、どちらも都市計画区域単位で作成するので、実質的には原案は市が作成して、県と協議をするというやり方なのでしょうか。それとも、実質的に県が作成するのでしょうか。

【事務局】

県と調整しながらにはなりますけれども、基本的には市が作成する形をとっています。

【議長】

もう一回聴きますが今回は改定ですけれども、整開保はまだしも、住宅市街地の方はもう少し書き込む余地があったのでは。ほとんど変わっていないですね。

【小林委員】

整開保について、読み込めば内容は分かるのですが、方針を変えたことで、将来的に三浦の都市計画をどういう形にしていくのか。例えば、「三崎高校跡地については、スーパーマーケットが予定されているので、それに対応した整開保の表現になっています。」といったように、具体的に将来的な都市計画を考えて方針を変えている等、特徴的なものがあたらご説明いただけますか。

【事務局】

まず、三崎高校跡地については、新旧対照表の12ページに「主要用途の配置の方針」の「(ア) 中心商業・業務地」に「中心核としての形成を図る」という位置づけがございます。これに対する都市計画の具体の対応ということで、15ページの「イー(オ)」に、「引橋周辺地区は、中心核としての整備に合わせ、必要に応じて用途地域を見直すことにより、土地利用の増進を図る。」と位置づけをさせていただいております。

細かくなってしまうのですが、市の施策として、下水道については、西南部地区の扱いが、はっきりしていない状況でございますので、そのような状況を踏まえた書きぶりの修正等を行っております。

【小林委員】

二町谷の埋立地についてはどうですか。

【事務局】

新旧対照表の12ページの同じく「主要用途の配置の方針」の「イ 工業・流通業務地」において、二町谷地区の記載をしております。ここで、「水産関連施設等の集積を計画的に誘導する。」という部分を、市のマスタープラン等との整合を図り、「新たな産業の立地」という言葉を入れ、必ずしも水産にこだわらない姿勢を入れさせていただいております。

【大沢委員】

ひとつ見解をお聞きしたいところがあります。整開保の新旧対照表29ページの新旧の「旧」の方の「水害対策」の記載に、「本区域の河川については、総合的な治水対策を考慮した改修計画により、維持管理を進める。開発事業等により増大した雨水流出増に対処するため、河川の整備状況を勘案し、調整池等の設置による流出抑制を推進する。」と明記されていますが、「新」には、開発事業による流出抑制の対応が見受けられないような気がします。これは何か考えがあるのでしょいか。

(ア)では土砂流入を防ぐために治水対策を進める、(イ)では低地でポンプ施設の管理を実施する、(ウ)では高潮対策、これは(エ)の津波対策と分けたと思うのですが。

開発に対する調整池等の文言がきれいに消えてしまっているのですが、もうこれ以上開発が起こらないので除いてしまったのか、その点について、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

【事務局】

「旧」に記載されている総合的な治水対策についての記述ですが、河川の事業として、河川の改修と併せて調整池等の流域対策を行う総合治水対策事業が行われており、三浦市においては、総合治水対策事業を行う河川はございませんので、そういった点で誤解を招かないように、文言の整理を行い、見直しをしたという経緯がございます。

開発の関係につきましては、お調べするお時間をいただければと思えます。

【議長】

他にご意見ございませんか。

【議長】

ご意見がないようですので、私から希望だけ言わせていただくと、住宅市街地の開発整備の方針にある既成住宅市街地に関する記述ですが、私が都市計画

マスタープラン改定時に関わりだした頃、7年前くらいから存在していて、この間、これを進めるような具体的なアクション、チャレンジはされたのでしょうか。

「1-(2)-②-イ」に記載の三崎港の近くの市街地というのは、道路状態が悪くて、建て替えが事実上困難であるところが多数存在している。そういう場合、対応を考えなくてはいけないと言いつつ、時間が経過してしまっている。簡単に答えが出るわけではもちろんないけれど、何もしていないのは問題だと思っています。何か進展はあったのでしょうか。

【事務局】

「1-(2)-②-ア」は、基本的には新住宅市街地の開発のことを言っているのですが、こちらは、三戸小網代の開発計画、現在は発生土処分場をやっておりますが、その後の利用形態といたしましては、区画整理事業による新住宅市街地の開発という形に、目標設定をさせていただいております。

「1-(2)-②-イ」は、主に三崎下町になりますが、具体的にはなかなか実行できていないというのが現状でございます。

【議長】

認識はされているが、誰も受け継いでいないという状況になっているのだと思う。しかし、このままではまずいだろうという理解はあって、そういう風に表現されているので、きちんとフォローをしていってほしい。

簡単じゃないことは良く分かってはいます。新住宅市街地は、ある意味どちらかという手を付けるなという時代になってきていますが、既存住宅市街地をどうするかは、本当に考えるべきだと思うので、希望しておきます。

他にございますか。

【小林委員】

平成21年9月に、整開保、住宅市街地の開発整備の方針が定められ、三浦市都市計画マスタープランは平成21年3月に策定されています。今回は、三浦市都市計画マスタープランを基に、整開保、住宅市街地の開発整備の方針を定めたと言えるかどうかは分かりませんが、新たに整開保、住宅市街地の開発整備の方針、区域区分が定められますので、それに合わせて三浦市都市計画マスタープランを策定するといった考えはありますか。

【事務局】

本来、整開保と三浦市都市計画マスタープランは整合をとっていくべきと考えております。

現在の三浦市都市計画マスタープランには、今後取り組んでいく重点的なテーマを設定しています。具体的には78ページになりますが、例えば土地利用の見直しであれば、高度地区の決定や風致地区の見直しを位置づけておりまして、これらが概ね終わっています。まだ三浦市都市計画マスタープランの目標年次まで時間があることから、その間に行うべきテーマは他にはないのか検討して、また、総合計画の改定作業も進められておりますので、それとの整合もとりながら見直しを行っていければと考えているところです。

【小林委員】

確かに、三浦市都市計画マスタープランの目標年次は、概ね20年後とありますから、もうすぐ半分くらいまでできますので、ちょうど今から見直しをしていくのがいいタイミングなのかなと思います。

【議長】

他にご意見ございませんか。

【事務局】

先程、大沢委員よりご意見をいただきました開発に伴う流出抑制の件についてでございます。開発に伴う流出抑制対策については、それはそれできちんと実施しているところなのですが、整開保ではっきりと書かれていない状況でございます。ご指摘をいただいて課題があることを認識しましたので、次回変更時に対応していきたいと考えています。

【大沢委員】

記載が無くなったことが間違ったメッセージにならないかと思っております。開発による流出規制はしなければいけない、開発指導要綱などで流出抑制の基準などが決まっていれば、もちろんそれを遵守しなくてはいけないのですが、記載が無くなったことによって、それを遵守しなくてもいいのではないかと感じとられてしまう変なメッセージになってしまうのではないかと、ちょっと悩ましいなと思いました。

開発指導要綱などに調整池を設けなければいけない基準などがあるのであれば、本来、今回の記載しておかなければいけないのではないかなと思った次第ですので、頭に置いておいていただければと思います。

【議長】

これまで決定に向けて一定の手続きが済んでおりますので、今回、内容の変更をする場合には、手続きが必要になるのですが、今のご指摘のようなところ

をある意味微修正するようなところは可能ですか。これまで行ってきた手続きをやり直さずに、修正が可能な範囲であるかどうか。

もし可能であれば、ここでの議論で出てきた話ですから、修正することが望ましいと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

県との協議になりますが、おっしゃられたとおり一定の手続きが進められておりますので、かなり難しいのではないかと思います。

【議長】

堅苦しく考えると、内容の変更ということで、説明会や公聴会などを積み重ねてきたこととの調整をどう取るのかということが出てきてしまうので、非常に面倒かと思いますが、そこは県と協議していただきたいと思います。

この程度の修正は、実質的には積み重ねてきた手続きに対して差し支えが生じるとまでは考えなくていいという割り切りの領域があるのではないかと思いますので、修正できるのであれば修正する、難しければ、次回対応するというところでお願いしたいと思います。

【事務局】

分かりました。

【議長】

他にご意見ございませんか。

【議長】

ご意見がないようですので、いま議論していた部分以外については、意見なしということよろしいでしょうか。

【出席委員】

異議なし。

【議長】

そのように致したいと思います。

一報告事項一

報告事項1 三浦市三崎水産物地方卸売市場の今後のスケジュールについて

- ・資料に基づき、事務局より次の報告を行いました。

【事務局】

報告事項1、三浦市三崎水産物地方卸売市場の今後のスケジュールについてご説明いたします。

現在の市場施設の配置は、スクリーンにお示ししたとおりとなっております。今後、まずは冷凍マグロ用低温卸売場を、この位置に建てることを予定しております。

低温卸売場完成後、冷凍マグロの卸売機能を既存卸売場から新築した低温卸売場に移行します。移行したことにより、空いたスペースを利用して、既存卸売場の改修を段階的に行うことを予定しています。

また、東側岸壁等に庇を整備すること、低温卸売場と既存卸売場を繋ぐ連絡通路を整備することも予定しております。

これらの整備・改修のスケジュールですが、まず、冷凍マグロ用低温卸売場の整備について、現在、平成27年度において設計作業を進めているところでございまして、次年度、平成28年度には工事を行うことを予定しています。既存卸売場の改修、東側岸壁等の整備については、平成28年度に設計、平成29年度に工事を行うことを予定しております。連絡通路の整備については、低温卸売場の設計と併せて、平成27年度に設計作業をしておりますが、工事は、既存卸売場の改修、東側岸壁等の整備と併せて、平成29年度に予定しております。

これらの事業を実施するにあたり課題となるのが、既存市場施設が、平成23年10月18日に告示した三浦都市計画高度地区において定められた高さ制限を超える既存建築物（既存不適格建築物）となっていることです。

こちらは、事業地内の東側立面図です。既存市場施設は、卸売場の管理棟が約30.5m、製氷工場が約20.7m、超低温冷蔵庫が約19.9mとなっております。また、市場施設の敷地は、準工業地域、第2種高度地区に指定されておりました。建築物の高さの最高限度は15mであり、高度地区において定められた高さ制限を超えています。

高度地区は、この既存不適格建築物に対して、高さの最高限度を適用しない規定がいくつか設けられておりました。この規定につきましては、本日、机上配布させていただいた、高度地区の計画書を後ほどご確認いただきたいと存じますが、今回の低温卸売場の整備は、同一敷地内に用途上不可分の建築物を建築することから、既存市場の増築扱いとなりますので、「高さ制限を超える既

存建築物について、建築物の高さの最高限度の範囲内において増築を行う場合で、市長が市街地環境の維持に支障がないと認められるものとして、三浦市都市計画審議会の意見を聴いた上で許可した場合」に該当すると考えております。

具体的に、適用除外規定にある「市街地環境の維持に支障がないと認められるもの」とは、三浦市都市計画高度地区に関する運用基準により、「周辺への圧迫感の低減や日照・通風の確保に十分配慮し、色彩やデザインなど、周辺の街並みに調和したものであること。」、「農地に近接して建築される場合、農業活動に影響を及ぼすような著しい光・風環境の変化が生じないよう配慮したものであること。」、「敷地内において必要な駐車場を整備するものであること。」、以上三点を、すべて満たしていることとしており、この点について審査していくこととなります。

つきましては、高度地区の適用除外について、所定様式を整え、平成28年度に本審議会にご意見をお聴きすることになりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。説明は以上です。

【議長】

ただいまの説明に関しまして、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

【議長】

運用基準に定められている三点の許可要件は、資料のどこに記載されていますか。

【事務局】

運用基準の11ページに「③適用の除外（4）における許可」が記載されておりますが、その「a」から「c」になります。

【議長】

具体的に、適用除外の手続きはいつ頃になるのでしょうか。

【事務局】

現在、平成27年度に冷凍マグロ用低温卸売場の設計業務を行っておりまして、マグロの取引を行っている団体と相当詳細な打合せをしております。将来に禍根を残すような施設にならないよう、供用開始が少し伸びたとしてもきっちりしたものを作りたいというのが関係者一同の思いであることから、平成28年第1回三浦市議会定例会に、設計業務にかかる予算を翌年度に繰り越す補正予算を上程する予定でございます。

最短で設計が完成したとして、平成 28 年度に工事完成することは可能でございますが、その事自体をマグロ業界の方々が望んでいないということは、補足させていただいたとおりでございますが、市場の都市計画決定を了としていただけましたので、これを告示した後、都市計画の事業認可について、直ちに事業認可の手続きを行っていく予定でございます。

しかし、その後は、設計がある程度完成しないことには、次のステップに進めませんので、市場の増築にかかる高度地区適用除外についての三浦市都市計画審議会における審議につきましては、早くても来年度第 1 四半期の後半、あるいはそれ以降になるかと考えております。

【議長】

ありがとうございます。

【事務局】

補足をさせていただきますと、来年度初回の三浦市都市計画審議会にかけられるよう手続きを進めてまいりたいと考えております。

【議長】

細かい話ですが、先程の説明だと冷凍マグロ用低温卸売場は、別棟だったと思いますが、今回適用除外の対象になる理由は何でしょうか。敷地設定などの関係を説明いただけますか。

【事務局】

別棟ではありますが、同一敷地内に既存市場と用途不可分の建物を建てるため、増築扱いなるということで調整しております。

【小林委員】

新しくできる冷凍マグロ用低温卸売場の高さはどれくらいですか。

【事務局】

現在も調整をしているところでございますが、既存市場と新たな市場を繋ぐ連絡通路は、高さ 5 m 以上のところに設置するという指導を受けていますので、その高さと比較して、それほど上下することは無いと考えています。

また、極端に高さを必要とする建物ではございませんので、15m を超えることはないと考えております。

【小林委員】

既存の卸売場に庇を付けることについては、高さは変わらないので、特に高度地区については関係がないという解釈でよろしいですか。建築面積は増えたりしますが、高度地区には関係がないので、既存不適格建築物という扱いになるということでしょうか。

【事務局】

既存不適格建築物に庇を付けることから、増築することになります。その庇は、高さの最高限度の範囲内で行うということになります。

【小林委員】

庇を付けることは、建築面積が増えるので増築となる。しかし、高さには関係がないから、高度地区としては既存不適格ということ、そのまま問題が無いということですね。

【事務局】

その判断をしていただくことになります。

【議長】

適用除外の手続きを行い、認めることとなるということですね。

【小林委員】

そういう考え方になるということですね。分かりました。

【三沢委員】

運用基準 11 ページに記載しております基準につきましては、増築する部分のみを考えるのか、それとも平成 28 年度に設計する既存の建物も含めて考えていくのでしょうか。

【事務局】

段階的に施工することを考えており、平成 28 年度に建てられる低温卸売場を単体で考えることは現実的ではないと思いますので、全体を捉えて周辺への影響を考えることになると思います。そうは言っても既存卸売場の方の実施設計はできておりませんので、その辺りは対応を考えていかなければならないと思います。

【三沢委員】

分かりました。なかなか整理することが難しいと思いますが、よろしく願いいたします。

【議長】

今のご指摘は、非常に悩ましいところではありますね。やはり、制度の建前から言えば、新しいものだけをこの基準で見るとはなくて、全体を見るのだと思います。しかし、既存建築物をいじれるのかというと、そういじれるわけではないので、それをどう考えていくかということになる。個別に悩むしかないと思います。

【議長】

確認ですが、運用基準については、三浦市都市計画審議会において議論はされていますか。それとも、今回、市としての考え方を整理したものということでしょうか。

【事務局】

運用基準につきましては、諮問ではありませんが、高度地区決定の手続きの際、報告事項として三浦市都市計画審議会にご説明しております。

【議長】

そこで了解は得ているということですか。

【事務局】

ご了解いただいております。

【議長】

諮問ではないけれども、実質的に議論はされているということですね。

【事務局】

そうなります。

【議長】

ご発言がなければ、この案件は報告ですので以上といたします。

一 報告事項一

報告事項 2 都市計画公園・緑地の見直しについて

- ・ スクリーンを中心に、事務局より次の報告を行いました。

【事務局】

○前回の審議会の概要について

それでは、都市計画公園・緑地の見直しについてご説明いたします。

昨年 11 月 20 日に開催しました第 3 回都市計画審議会においては、平成 27 年 3 月に神奈川県が策定した「都市計画公園・緑地見直しのガイドラインについて」の概要をご報告いたしました。

このガイドライン策定の背景といたしましては、用地取得費が膨大となり、計画的な整備が進んでいないため、約 2 割が未着手となっていること、その大半が長期間未着手であり、都市計画法第 53 条の規制を長期にわたってかけ続けていること、平成 23 年 11 月に都市計画運用指針が改正され、都市計画施設等を定期的に見直す「マネジメントサイクルを重視した都市計画」の考え方が示されたこと、加えて、社会情勢の変化により、都市計画公園・緑地に求められる機能に変化していく可能性があること、などと整理しています。

こうしたことを踏まえて、県は、都市計画決定後 20 年以上経過しても未着手となっている都市計画公園・緑地について、求められる機能に着目して見直しが行われるようガイドラインを策定しました。

前回の報告では、三浦市の都市計画公園の状況についてもご説明いたしました。本市には、都市計画公園が 7 公園定められていますが、そのうち、城ヶ島公園については、県立城ヶ島公園として開設しており、県の見直し作業が予定されております。

本市の見直し対象となる 6 公園において、都市計画決定より 20 年以上経過し、面積から未着手が確認できるのは、「諸磯公園」のみとなります。

ただし、ほかの公園についても都市計画決定区域と公園供用区域を確認し、見直し対象がないか確認することとします。

次に、主な質疑やご意見についてご説明します。

「諸磯公園が未着手となった原因はなにか？」という質問に対しては、「部分的に開設されており、未着手となっている箇所は斜面地であることから、環境保全、景観の面で保全が図られており、この区域を公園として整備することは、財政状況を考慮して優先順位が低い」ことが推測されることをご説明いたしました。

また「都市計画公園が少ないのではないか？」という質問に対しては、「三浦市みどりの基本計画において、都市計画施設以外の公園・緑地の配置の方針が示されており、公園緑地が適切に配置されている状況である」ことをご説明

いたしました。

このような質疑を経て、どこに公園を整備していくかは三浦市みどりの基本計画において整理しているため、今回の見直しは、県ガイドラインに則して、長期未着手の都市計画公園を対象として進めていくことを、ご確認いただきました。

○見直し「上位計画の確認」について

それでは、県ガイドライン見直しの手順に則して、検証状況をご説明いたします。はじめに「上位計画の確認」です。

県ガイドラインでは「事前準備」として、公園緑地の配置方針や概ねの位置・規模が示されている「緑の基本計画」、「整開保」、「市町村マスタープラン」等の上位計画について、策定後の社会経済情勢の変化等により、上位計画の見直しが必要ないか確認することとしています。

「三浦市みどりの基本計画」においては、「施設緑地の整備方針」として、公園の種別毎の配置方針及び整備方針について整理しています。

配置方針としては、街区公園については、市民に最も身近な公園として、市街化区域内の各所で容易に利用できるようなバランス良い配置を図ることなどを示しています。

整備方針としては、公園・緑地が不足する地区については、可能な限り生産緑地を活用し、新たな街区公園の整備を検討することなどを示しています。

そして、三浦市みどりの基本計画においては、目標年次である平成 37 年の、「都市計画区域内の緑地確保目標水準」について整理しています。

都市公園等の施設緑地と地域性緑地を合わせた都市計画区域内の緑地確保目標量を 1,953.38ha と設定し、都市計画区域面積に対する割合をおおむね 62%と設定しています。

また、目標年次における整備すべき都市公園等の目標水準を設定しています。これにおいては、目標年次である平成 37 年の人口を 50,000 人と推計し、1 人あたりの都市公園の目標水準をおおむね 16.5 m²と設定しています。

本計画策定の後、本市は人口減少が続いており、現在、都市計画変更の手続きを行っている整開保における平成 37 年の人口推計の 42,000 人とは、乖離が生じています。

しかしながら、この目標水準は、市内に公園緑地を適正に配置した結果の総量を目標年次の人口推計の結果により算出したものにすぎず、人口減少が進んだという社会経済情勢の変化によって、確保すべき公園緑地の総量は変更されるものではないと判断します。

次に、みどりの基本計画で示されている公園・緑地の配置について改めて確認いたしました。はじめに確認のイメージをご説明します。

赤でお示ししているのが都市計画公園です。街区公園の標準的な誘致距離が

ら誘致圏域を図示します。市街化区域がこの赤丸に含まれることが望まれます。

一方で、都市計画に定められていない都市公園が存在します。県のガイドラインでは、長期未着手都市計画公園の機能を代替するものとして、都市計画決定していない都市公園等も許容する考え方が示されています。

このことから、都市計画決定していない都市公園を都市計画公園と同等の施設として評価して配置の確認を行いました。これを緑丸でお示しします。

また、みどりの基本計画では、公園緑地が不足している地区については、生産緑地地区を活用して、公園を配置していく方針が示されています。これを黄色い丸でお示しします。

これにより、青でお示ししているような、都市計画公園等の誘致圏域に含まれない地区が明確になります。このような地区がほとんどなければ適正に配置されていると判断できます。

市内全域で確認したものがこちらでございます。図が小さくて申し訳ございませんが、市内全域において、おおむね適正に配置されています。

このように確認した結果、今回の都市計画公園緑地の見直しに伴い、三浦市みどりの基本計画の見直しは必要ないと考えます。

続いて、都市計画の上位計画である整開保と三浦市都市計画マスタープランについて確認しました。はじめに、現在第7回線引き見直しにより都市計画変更の手続きが行われている整開保についてです。整開保における配置の方針は、自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針において、公園緑地の整備種別ごとに配置・整備する公園緑地が位置づけられています。

さらに、整備の方針では、主要な緑地の確保目標として、緑地の確保目標水準や、おおむね10年以内に指定または整備する予定の公園緑地の位置づけを行っています。

なお、確保目標水準については、三浦市みどりの基本計画と整合した、都市計画区域の約62%を確保するものとなっています。

続いて三浦市都市計画マスタープランについてです。

三浦市都市計画マスタープランにおいては、三浦市みどりの基本計画と整合を図った整備方針を示しています。先ほど、三浦市みどりの基本計画の見直しは必要ないと整理しました。

したがって、整開保、三浦市都市計画マスタープランともに、都市計画公園・緑地の見直しに伴い、見直しは必要ないと考えます。

○見直し「見直し対象の選定 ステップ1」について

ガイドラインでは、原則、都市計画決定から20年以上経過して未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を見直しの対象としています。

前回の都市計画審議会でもご説明しましたが、6公園について改めて、未着手部分の存在の確認をいたしました。

はじめに向ヶ崎公園の確認結果です。

都市計画決定が昭和 52 年 4 月 30 日、都市計画決定面積が赤で示した範囲で約 0.15ha、供用は緑でお示しした範囲で都市計画決定と同じ約 0.15ha となっています。

都市計画決定と公園供用の区域は一致しており、計画と供用の区域の比較においては、未着手の区域はありませんでした。

しかしながら、この公園については、区域の界線根拠に見直しの必要性があることが判明しました。

これについて、もう少し詳しく説明いたします。茶色でお示ししているのは、平成 24 年に廃止された都市計画道路です。向ヶ崎公園の都市計画区域の界線の一部が、「都市計画道路界」としておりましたので、今回の見直しに合わせて、界線の見直しの必要性があることが判明いたしました。

向ヶ崎公園、旧都市計画道路及び市道との位置関係は図のとおりとなっております。旧都市計画道路の機能を補完する市道と向ヶ崎公園との間の区域は、市道の歩道として整備されていることから、公園の変更は界線根拠の変更のみでよいと考えます。

次に諸磯公園の確認結果です。

都市計画決定が昭和 61 年 11 月 29 日、都市計画決定面積が赤色でお示ししている範囲で約 0.77ha、供用は緑色でお示ししており約 0.55ha です。ピンク色でお示ししている約 0.22ha が未着手の区域であるため、今回の見直し対象の公園となります。

現状としましては、未着手の区域の大半は斜面地となっております。

なお、青色でお示しした区域は主に斜面地ですが、すでに市が公園用地として取得済であるため、見直し結果を踏まえ、現況のまま供用開始することも考えられます。

次に、その他の歌舞島児童公園、下宮田公園、岬陽児童公園、和田公園については、同様に確認したところ、都市計画決定区域と公園供用区域は一致しており、県ガイドラインによる見直しの対象ではありませんでした。

ステップ 1 をまとめますと、5 つの公園については、都市計画決定区域と公園供用区域は一致しており、県ガイドラインによる見直しの対象ではありませんでした。

県ガイドラインによる見直しの対象は諸磯公園のみとなり、向ヶ崎公園については県ガイドラインによる見直し対象には該当しませんが、今回の見直しを契機として界線根拠の見直しを行うべき箇所として示していく予定でございます。

○見直し「必要性の検証 ステップ 2」について

県ガイドラインのステップ 2 では、まず見直し対象が上位計画の配置方針や

概ねの位置・規模等と整合しているか確認することとしています。

次に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後求められる機能を整理して必要性を検証することとしています。

各種上位計画において、都市公園の配置方針、位置、規模などについては、ご覧のような記載がございます。このうち、見直し対象である諸磯公園の上位計画での位置づけについて確認します。

みどりの基本計画では、街区公園の配置方針として、「街区公園については、市民に最も身近な公園として、市街化区域内の各所で容易に利用できるようなバランス良い配置を図ります。」との位置づけがあり、各公園の概ねの位置については方針図に示されていますが、個別の公園の規模は示されていません。

次に社会経済情勢の変化を踏まえ、今回の見直し対象となった諸磯公園について、今後求められる機能について整理を行います。

諸磯公園について説明しますと、諸磯湾から半島尾根部まで連なる谷戸地形の最奥部に位置しており、斜面地は樹林地として保全され、谷底・低地は、街区公園として一般的な施設である園路・広場、遊具、ベンチ等が整備されています。この未着手区域を含む見直し対象の諸磯公園について、ガイドラインに示されている5つの求められる機能に関する整理を行いました。

はじめに、環境保全機能についてです。

環境保全機能については、生物の生息環境や振動・騒音等の緩衝機能の観点で機能を評価するものです。スクリーンは、三浦市みどりの基本計画に位置づけられている「三浦市みどりの将来構造図」をお示ししています。

諸磯公園は、ピンクの部分になり、「街の緑化拠点を結ぶ幹線道路等を中心に、市街地への緑化を重点的に進める」街の緑化軸に含まれます。

さらに、三浦市みどりの基本計画においては、環境保全機能に関する現況からみたみどりの課題として、「海からつながり台地に複雑に入り込む谷戸の斜面樹林が特に重要なみどりとなっており、これらを保全し、みどりの連続性を確保することが望まれる」と示していることから、未着手区域の斜面樹林は、供用済の斜面樹林と一体として保全することが望まれています。

このことから、未着手区域を含む諸磯公園は、環境保全機能が求められると整理しました。

次に、防災機能についてです。

防災機能については、災害時の避難場所としての位置づけや、火災時の延焼防止等の観点で機能を評価するものです。

諸磯公園については、三浦市地域防災計画で避難地等への位置づけがないため、特に防災上の効果は望めないものと整理しました。

次に、レクリエーション機能についてです。

レクリエーション機能については、運動や遊びの場、休養・休息の場として

の機能について確認します。

現状の諸磯公園は谷戸の低地部にレクリエーション機能に資する、園路・広場や休養施設、遊戯施設等が整備されていますが、その面積は約0.27haとなっており、街区公園の標準規模と同程度であることから、現在、公園として供用している広場等の利用により、レクリエーション機能は充足している、と判断します。

こうしたことから、未着手の斜面地に広場等のレクリエーション機能を求める必要性は低いと判断します。

次に、景観形成機能についてです。

景観形成機能については、自然景観の形成や地域の守るべき景観の維持の観点で機能を評価するものです。

そこで「三浦市景観計画」を確認しました。

景観形成については、景観形成の方針を掲げており、諸磯公園の位置する「住宅地環境エリア」においては、エリアの課題として「緑地率の確保や緑化の推進により、周辺のみどりと調和を図ることが、求められています」。このことを踏まえると、諸磯公園の斜面地については、地域の守るべき景観維持の観点から、景観形成機能が求められると整理しました。

最後に、その他の機能についてです。

諸磯公園において、歴史的風土の維持保全及び地域特性に応じた機能等については、特に認められる事項がないことから、求められる「その他の機能」はないことを確認しました。

ステップ2をとりまとめますと、上位計画であるみどりの基本計画、整開保、市都市計画マスタープランにおいて、個別の位置づけはないものの、街区公園の配置方針と整合していることが確認できました。

また、求められる機能を整理したところ、未着手区域については、「環境保全機能」及び「景観形成機能」があることを確認しました。

これらのことから、諸磯公園の既決定区域全体について、必要性があると考えます。

○見直し「実現性の検証 ステップ3」について

県ガイドラインのステップ3では、見直し対象について、宅地化が進行し、用地補償費が膨大になることから整備の見通しが立たない現状があるなど、財政上の観点から実現性を検証することとしています。

また、周辺において、公園・緑地に係る制度等で整備された緑地や広場があることで整備優先度が低下し未着手となっている状況を踏まえ、整備優先度の観点から実現性を検証することとしています。

はじめに財政上の観点についてです。

見直し対象は斜面地であり、宅地化が進行している状況ではありませんので、

用地取得費が膨大となっている状況が課題ではなく、本市の財政状況は厳しい状況にあることが課題となっています。

具体的にご説明いたしますと、人口減少や地域経済の低迷により、歳入は減少しています。

また、一方で、医療費、生活保護費等の社会保障費が増加傾向にあり、財政状況が悪化したことから、平成 21 年に「三浦市緊急緊縮財政宣言」を宣言しました。その後、あらゆる歳入確保策や歳出削減策を講じていますが、未だに厳しい状況が続いており、公園等の整備のための事業費を確保することが困難な状況にあります。

次に整備優先度の観点についてです。

みどりの基本計画等の上位計画においては、お示ししているこれらの、都市基幹公園等について、整備の方針が示されています。

一方で、諸磯公園のような街区公園については、整備についての優先度等を具体的に整理した整備方針が示されていません。

ステップ 3 をとりまとめますと、財政上の観点から、市の財政状況がきわめて厳しい状況にあること、整備優先度の観点から、上位計画に比較的規模の大きい公園について今後整備していく方針が示されているが、市民に身近な街区公園については、具体的な整備の方針が示されていない状況にあります。

こうしたことから、本市においては街区公園等に関する整備プログラムを策定して、計画的に事業を実施していく状況にないため、実現性は低いと判断しました。

○今後の予定について

ガイドラインのとおり、次にステップ 4 へ進み、代替可能な候補地の有無、継続性、担保性の観点から検証します。その後、ステップ 5 へ進み、地域固有の特段の事情などを検証します。

今後の予定ですが、引き続き庁内関係部署との協議、見直し結果の素案をまとめ、本審議会へ報告いたします。

その後、平成 28 年夏から秋頃にパブリックコメントを実施し、平成 28 年度末までに、見直し結果について都市計画審議会へ諮問し、答申をいただきたいと存じます。

その後、結果を公表し、結果が「存続」であれば公表して終了になり、結果が「変更」「廃止」であれば、平成 29 年度以降に都市計画の変更手続きを進めます。

報告は、以上でございます。

【議長】

只今の説明をかいつまむと、三浦市には都市計画公園が7つしかない。それ以外の公園をすべて見渡して、量的・配置的に検証を行って、その点では大体、現状で問題はないと判断します、というのが前半ですね。

そうすると、7つの都市計画決定公園について未着手があるかないかを確認して、未着手のものをどうするかを考えていきたい。そして考え、整理した結果、諸磯公園だけが未着手部分がある。これをどうしようと検討した結果、必要性はあるけれど、財政制約等で整備は難しい。そこまでは、わかったのだけれど。

これを、どうするという案になっているのですか。最後の結末のところを。

【事務局】

ステップ3の実現性の検証のところまでで終えております。次からステップ4で代替性の検証ということなので、この機能を例えば近傍の公共空地等で代替できるのかということ、検証していくことになります。

ただし、ご説明したとおり、斜面地が全体で周囲と一体となって環境面での機能があるのではないかとということで必要性を整理しておりますので、周辺の公共空地への代替というのは、今後の検証になりますけれども、難しいのではないかと考えています。

【議長】

答えはまだ出せない。必要性はあるものの、代替措置などはこれから検討するということですね。

【事務局】

そうです。これからということですよ。

【議長】

今後の検討については、いろいろ意見をいただくということで。それでは、小林委員。

【小林委員】

諸磯公園は、都市計画決定が昭和51年で0.77ha、供用開始されているのは0.55haで、0.22haの未整備、未着手部分があるということです。

土地所有のところがありましたよね。そのうち半分の0.11haが市の土地であると、市有地になっているという説明がありました。

都市マスの61ページに、先ほどの財政上の観点でも、整備優先度の観点か

らの検証というので、今後整備を進める主な都市公園というのがある、6つあるのですけれども、すべて結構大きい整備で、宮川総合公園、赤坂歴史公園、小松ヶ池公園、スポーツ公園、劔崎公園、城ヶ島公園、これは県立ですけれど。

上位計画から言うと、都市マスに今後整備を進める主な都市公園というのがありますけど、なかなか財政状況から、どこからどのように整備していくのかというの、なかなか難しいと思うのです。

そうすると、諸磯公園の土地が0.11haの市の土地があるというのは、大変貴重だと思います。赤坂歴史公園も市の土地ですけれども、市が持っている土地がある、公園用地を取得しているのは、優先的に整備をしていくという考えになるのかと思うのですが。

諸磯公園について、0.11ha市の土地がある、その扱いについては、どうお考えですか。

【事務局】

先ほども説明しましたけれども、未着手部分は斜面地が主になっております。また、開設済みの諸磯公園がございまして、約0.27haの規模で園路・広場、遊戯施設、休養施設等の一般的な街区公園が整備すべきものは、網羅されている状況でございます。

そうしたことから、面積的に考えますと、街区公園として標準的な0.25ha程度の規模がございまして、レクリエーション機能等を市有地の斜面地のほうに求めなくても良いのではないか、というのが今回の整理です。

今回の見直し対象である未着手エリアを、今後どういった整備をしていくのが良いのかということが、機能面からでてきます。そこで、もし、環境面からの機能であれば、敢えてそこを工事等しなくても、そのまま供用開始ということもできるのではないかと考えています。

【小林委員】

整備をしなくても、供用開始で公園の一部として都市計画決定された部分を供用開始するという考え方もある、ということですね。市の土地ではないところ、そこについては民地なので、なかなかそれを買って、斜面地でもあるし、どうしようか、という感じですかね。

【事務局】

そのとおりでございます。

【議長】

市街化区域ですか。

【事務局】

市街化区域です。

【星野委員】

都市計画公園・緑地が様々ある中でですね、とりわけ街区公園、近隣公園、地区公園は、市街地の居住者が身近な公園として気軽に利用されているわけですね。どれくらいの人が利用しているだとか、どんな公園にしたら良いだとか、あるいは、どういう希望があるのだろうか、ということ把握することが必要ではないか思うのです。そういうことを調べる予定はあるのでしょうか。

【事務局】

今、ご発言のありました内容につきましては、地域住民の方々から、こちらの諸磯公園の規模を拡大して、もっと違う用途の整備を望まれているような要望の声は上がってきていないのが現状だと思われまます。

ただ、今言われたように地域の住民の方々が、どのような公園を利用されたいか、というご意見は聞いていかなければならないのかと思いますので、こちらの見直しに合わせて、近隣の住民の方々のご意見等を聞いていきたいと考えております。

【星野委員】

結構だと思います。どこの自治体に聞いてみても、そういった調査はされていないのが、大方の自治体の現状です。ただ設けるだけでなく、なるべく、そういった意見を踏まえて見直しをしていただきたいと希望いたします。

【議長】

はい、ありがとうございます。他にありませんか。

次の段階で、もう少し具体的に、どういう対応をしていくか、という案が出ると思います。それを検討するにあたっては、こういったことを考えた方が良いのではないか、というようなことがあれば、今のうちにおっしゃっていただいた方が良くと思います。

はい、星野委員。

【星野委員】

私が考えますに、今申し上げたことに尽きるのではないかなと思うのです。

やはり、市民より利用の実態を把握しない限り、将来の計画は立てられないと思います。

例えば、街区公園、近隣公園、地区公園について、どんな施設を設置すべきか、それは決められているわけです。だからといって、ただ設置すれば良いのではないですよ。どんなものが必要とされているのか、どんなものが設置していても使われていないのか。それを調査して検討していくのが今後の課題だと思います。以上です。

【議長】

ほかにご発言、ございませんか。

では、私からちょっとお願いがあります。今日の説明の内容が資料になっていないのですよね。県の見直しのガイドラインがあるだけで。むしろパワーポイントで説明された、その全部である必要はないけれど、その主要な流れを資料で出していただくのが本来かと。

なぜ、そうならなかったのか。時間的な制約ですか。

【事務局】

ご指摘のとおり、本来であれば資料を配布すべきところを、時間的な都合等ございまして、今日はお出しすることができませんでした。申し訳ございませんでした。

【議長】

どうもそういう感じで。先ほどの案件もそうなのですが。ここで議論すべき関連資料はあるのだけれど、何をどう、ここで取り組んでいるかの本体がない、という感じで。今後ぜひ資料の用意をしていただきたいと思います。

それから特に諸磯について、長期未着手についてどうするのか、ということだけに的を絞った見直しで、結局これだけ見直せばいいとなっているわけですよ。それはそれでいいと思います。そうすると、この諸磯公園ってどんな場所で、どんな状態で、もうちょっと、この公園の具体的なデータ、あれば写真でも良いのだけれど、そういうものをちゃんと見せて説明していただきたい。

それからこれは今言ったことと丁度裏腹なのですが、長期未着手でこの場所に的を絞る以前に、そもそも三浦市としては公園整備のどこに、どう力を入れていて、結局、総体的にここには財政配分が困難なんだ、という状況がよくわからないのですよ。財政が厳しいのは一般論としてよくわかるけど。そういう、ちょっと他との位置関係で状況を示すというものが無いと、ここだけ突っ込んでも他がみんなブラインドになって見えない感じになっている。それでは、せっかくこの審議会に出しても理解しにくいので、よろしくお願ひしたいと思います。

【出口（吉）委員】

諸磯が地元なんですけど、実際にここへ行って見たことは一回くらいしかないです。

地域の人たちが言うには、周りは草がぼうぼうだと。諸磯でも公園の近くの人には知っていても、区民の中でも、この公園がここにあるということがあまり知られていないと思います。

今後どうするのが良いかはわからないけど、地域の、諸磯の人達にはこの公園をこれからどう取り扱っていくかを聞いていったほうが良いと思います。

これをちゃんと整備して、市のほうできちんと公園らしくしてもらえれば、沢山の活用があると思うんです。実際、ここは谷底だから遊ぶのも難しい。地域の人に聞いてもらうほうが良い。

【議長】

先ほど星野委員からもありましたが、実際に使う人たちが、どういう考えを持っているかということ把握していくことは、検証の上で重要な要素だと思います。今日のところは、よろしいですか。

いつごろ、次の段階の案が提示されるのでしょうか。

【事務局】

検討したところまでは随時、都市計画審議会に報告していきます。できれば次回までに、今日いただいた意見を踏まえながら、県ガイドラインに基づいた検討を終えて、見直し案をとりまとめていきたいと思っております。

【議長】

それではよろしいでしょうか。この件で、今日は終了です。

では、事務局へお返しします。

【事務局】

- ・ 引き続き事務局より、昨年6月より本市議会の臨時委員である宮川委員については、任期が市場の都市計画決定の告示日までとなっている旨の事務連絡を行った後、閉会を宣言し、本審議会を終了しました。